

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 年 月 日

申請者 氏名又は名称 株式会社 クリーンライフ
 住所 〒564-0052 大阪府吹田市広芝町6番10号
 代表者氏名 代表取締役 元村 結次
 電話番号 TEL 06-6821-6133 / FAX 06-6821-6137
 FAX番号
 メールアドレス a.takefuji@cleanlife-web.com



下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 28 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者	✓	8	御所市 水道事業管理者	✓	15	斑鳩町 水道事業管理者	✓	22	上牧町 水道事業管理者	✓
2	大和高田市 上下水道事業管理者	✓	9	生駒市 水道事業管理者	✓	16	安堵町 水道事業管理者	✓	23	王寺町 水道事業管理者	✓
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者	✓	10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長	✓	17	川西町 水道事業管理者	✓	24	広陵町 上下水道事業管理者	✓
4	天理市 上下水道事業 の管理者	✓	11	葛城市 上下水道事業管理者	✓	18	三宅町 水道事業管理者	✓	25	河合町 水道事業管理者	✓
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長	✓	12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長	✓	19	田原本町 水道事業管理者	✓	26	吉野町 水道事業管理者	✓
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長	✓	13	平群町 水道事業管理者	✓	20	高取町 水道事業管理者	✓	27	大淀町 上下水道事業管理者	✓
7	五條市 水道事業管理者	✓	14	三郷町 水道事業管理者	✓	21	明日香村 水道事業管理者	✓	28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	✓

指定給水装置工事事業者指定申請書

水道事業者 殿

令和 年 月 日

申請者 氏名又は名称

株式会社 クリーンライフ

住 所

〒564-0052 大阪府吹田市広芝町6番10号

代表者氏名

代表取締役 元村 祐次

TEL 06-6821-6133 / FAX 06-6821-6137



水道法第16条の2第1項の規定による指定給水装置工事事業者の指定を受けたいので、同法第25条の2第1項の規定に基づき次のとおり申請します。

役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者）の氏名	
フリガナ 氏 名	フリガナ 氏 名
モト ムラ ユウジ 代表取締役 元村 祐次	
事業の範囲	1. 管工事業 2. 給排水・衛生設備工事業 3. 建築工事業、住宅リフォーム業 4. 内装工事業 5. リサイクルショップ店の経営 6. 古物の売買及び取扱業務とそれらに関連する調査、企画、研究、開発、教育、研修及びその受託業務、コンサルティング業務 7. 廃品回収業 8. 一般廃棄物、産業廃棄物の収集、運搬、処理並びにコンサルタント業務 9. 引越し請負及び運送代理業 10. 前各号に附帯関連する一切の事業
機械器具の名称、性能及び数	別表のとおり

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	株式会社 クリーンライフ
上記事業所の所在地	郵便番号 住所 〒564-0052 大阪府吹田市広芝町6番10号 電話番号 FAX番号 TEL 06-6821-6133 / FAX 06-6821-6137 メールアドレス a.takefuji@cleanlife-web.com
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号
モトムラ ユウジ 元村 祐次	271535

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	
上記事業所の所在地	
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

別表（水道法施行規則第18条関係）

機 械 器 具 調 書

令和 年 月 日 現在

種 別	名 称	型式、性能	数量	備 考
管の切断用の 機械器具	金切り鋸 ✓	KAKUDAI	1	
	パイプソー	Zパイソー-240	1	
	給水カッター	塩ビ、ポリ管用	1	
	サンダー	LIFELEX	1	
	セイバーソー	125mm	1	
	銅管カッター	13～25mm用	1	
管の加工用の 機械器具	やすり ✓	100平型	1	
	ツバ出機	13～20mm用	1	
	パイプねじ切り機 ✓		1	
	ハンマー	250mm	1	
管の接合用の 機械器具	パイプレンチ ✓	300mm	1	
	アンギラス	250mm	2	
	モンキーレンチ		2	
	ラチェットレンチ		1	
	ガストーチ ✓	ACEトーチ R200 ワントッチ	1	
水圧テスト ポンプ器具	水圧テストポンプ	T-508(キョーワ) 最高圧力:2.5Mpa	1	

(注) 種別の欄には「管の切断用の機械器具」、「管の加工用の機械器具」、「接合用の機械器具」、「水圧テストポンプ」の別を記入すること。

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和 年 月 日

申請者

氏名又は名称

住 所

代表者氏名

株式会社 クリーンライフ

〒564-0052 大阪府吹田市広芝町6番10号

代表取締役 元村 裕次



水道事業者 殿

履歴事項全部証明書

大阪府吹田市広芝町6番10号
株式会社クリーンライフ

会社法人等番号	1200-01-189951	
商号	株式会社クリーンライフ	
本店	<u>大阪府吹田市江坂町二丁目6番10号</u>	
	<u>大阪府吹田市江の木町五丁目24番701号フ ェスタ江坂</u>	平成31年 4月 1日移転 ----- 令和 1年 6月14日登記
	大阪府吹田市広芝町6番10号	令和 3年 2月 1日移転 ----- 令和 3年 2月 1日登記
公告をする方法	官報に掲載する方法により行う。	
会社成立の年月日	平成27年4月1日	
目的	<ol style="list-style-type: none"> 1. 管工事業 2. 給排水・衛生設備工事業 3. 建築工事業、住宅リフォーム業 4. 内装工事業 5. リサイクルショップ店の経営 6. 古物の売買及び取扱業務とそれらに関連する調査、企画、研究、開発、教育、研修及びその受託業務、コンサルティング業務 7. 廃品回収業 8. 一般廃棄物、産業廃棄物の収集、運搬、処理並びにコンサルタント業務 9. 引越し請負及び運送代理業 10. 前各号に付帯関連する一切の事業 	
発行可能株式総数	240株	
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 60株	
資本金の額	<u>金300万円</u>	
	金1000万円	令和 1年 5月31日変更 ----- 令和 1年 7月 2日登記

大阪府吹田市広芝町 6 番 1 0 号
株式会社クリーンライフ

株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式を譲渡により取得することについて、株主又は株式取得者は株主総会の承認を受けなければならない。	
役員に関する事項	取締役 元 村 祐 次	
	大阪府箕面市彩都粟生南七丁目 6 番 8 号 代表取締役 元 村 祐 次	
支 店	1 <u>横浜市西区戸部町七丁目 2 2 1 番 2 号</u>	平成 3 1 年 4 月 1 日廃止
		令和 1 年 6 月 1 4 日登記
	2 <u>横浜市西区花咲町五丁目 1 3 6 番 1 4 号</u>	平成 3 0 年 9 月 1 日設置
		平成 3 0 年 9 月 1 3 日登記
		令和 3 年 2 月 1 日移転
	神奈川県横浜市中区長者町三丁目 8 番地 1 3 T K 関内プラザ 7 0 8 号室	令和 3 年 2 月 1 日登記
	3 愛知県名古屋市南区上浜町 1 1 1 番	平成 3 1 年 4 月 1 日設置
		令和 1 年 6 月 1 4 日登記
4 神奈川県横浜市旭区西川島町 3 0 番 3	平成 3 1 年 4 月 1 日設置	
	令和 1 年 6 月 1 4 日登記	
登記記録に関する事項	平成 3 0 年 4 月 1 日大阪市淀川区西宮原一丁目 8 番 1 4 号から本店移転 平成 3 0 年 4 月 1 0 日登記	



これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

(大阪法務局北大阪支局管轄)

令和 3 年 6 月 3 日

大阪法務局池田出張所

登記官

瓦 家 彰



定 款

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、株式会社 クリーンライフ と称する。

(目 的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 管工事業
2. 給排水・衛生設備工事業
3. 建築工事業、住宅リフォーム業
4. 内装工事業
5. リサイクルショップ店の経営
6. 古物の売買及び取扱業務とそれらに関連する調査、企画、研究、開発、教育、研修及びその受託業務、コンサルティング業務
7. 廃品回収業
8. 一般廃棄物、産業廃棄物の収集、運搬、処理並びにコンサルタント業務
9. 引越し請負及び運送代理業
10. 前各号に附帯関連する一切の事業

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を 吹田市 に置く。

(公告方法)

第 4 条 当社の公告は、官報に掲載する方法により行う。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 5 条 当社の発行可能株式総数は、240 株とする。

(株券の不発行)

第 6 条 当社は、株式に係る株券を発行しない。

(株式の譲渡制限)

第7条 当会社の株式を譲渡により取得することについて、株主又は株式取得者は株主総会の承認を受けなければならない。

(相続人等に対する売渡請求)

第8条 当会社は、相続その他の一般承継により当会社の株式を取得した者に対し、当該株式を当会社に売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿記載事項の記載の請求)

第9条 当会社の株式を取得した者が、株主名簿記載事項を株主名簿に記載することを請求するには、当会社所定の書式による請求書に、その取得した株式の株主として株主名簿に記載された者又はその相続人その他の一般承継人及び株式を取得した者が、署名又は記名押印し、共同して請求しなければならない。ただし、法務省令で定める場合には、株式を取得した者が単独で請求することができる。



(質権の登録及び信託財産の表示)

第10条 当会社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当会社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印して請求しなければならない。その登録又は表示の抹消についても同様とする。

(基準日)

第11条 当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載された議決権を有する株主を、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主と定める。

2 前項のほか、必要がある場合は、あらかじめ公告して一定の日の最終の株主名簿に記載された株主又は登録株式質権者を、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者と定めることができる。

(株主の住所等の届出)

第12条 当会社の株主、登録株式質権者又はその法定代理人もしくは代表者は、当会社所定の書式により、その氏名、住所及び印鑑を当会社に届け出なければならない。届出事項に変更を生じた場合も同様とする。

第3章 株 主 総 会

(招 集)

第13条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度終了後3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。

2 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、社長がこれを招集する。

(議長)

第14条 株主総会の議長は、取締役社長がこれにあたる。

2 取締役社長に事故があるときは、当該株主総会で議長を選出する。

(決議の方法)

第15条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第16条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2 株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役及び代表取締役

(取締役の員数)

第17条 当会社の取締役は1名以上とする。

(選任方法)

第18条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第19条 取締役の任期は、その選任後10年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。

2 増員により、又は補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役および社長)

第20条 取締役を複数置く場合は株主総会の決議により、代表取締役1名を選定する。

2 代表取締役は社長とし、会社を代表し、会社の業務を統括する。

(報酬等)

第21条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

第5章 計 算

(事業年度)

第22条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の配当)

第23条 剰余金の配当は、株主総会の決議によって、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載された株主又は登録株式質権者に対して支払う。

第6章 附 則

(設立に際して出資される財産の価額、発行する株式)

第24条 当会社の設立に際して出資される財産の価額は3,000,000円とし、発行する株式の総数は、普通株式60株とし、その発行価額は1株につき金50,000円とする。

(成立後の資本金及び資本準備金の額)

第25条 当会社の成立後の資本金の額は、設立時株主が払い込んだ金額の全額とし、資本準備金には組み入れない。

(最初の事業年度)

第26条 当会社の最初の事業年度は、当会社設立の日から平成28年3月31日までとする。

(設立時取締役および設立時代表取締役)

第27条 当会社の設立時取締役および設立時代表取締役は、次のとおりとする。

大阪府摂津市東別府2丁目7番21-11号

設立時取締役 元村 祐次

大阪府摂津市東別府2丁目7番21-11号

設立時代表取締役 元村 祐次

(発起人の氏名、住所及び割当てを受ける設立時発行株式の数及びその払込金額)

第28条 発起人の氏名、住所及び発起人が割当てを受ける設立時発行株式の数並びに設立時発行株式と引き換えに払い込む金額は、次のとおりとする。

大阪府摂津市東別府2丁目7番21-11号

元村 祐次

普通株式 60株 金3,000,000円

(定款に記載のない事項)

第29条 この定款に記載のない事項は、会社法その他の法令に定めるところによる。

令和3年6月3日

定款原本と相違ありません

株式会社 クリーンライフ

代表取締役 元村 祐次



第二七一五三五号

給水装置主任技術者免状

本籍 大阪府

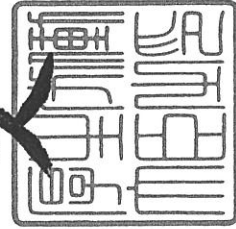
氏名 元 村 祐 次

昭和五十二年十二月六日生

水道法(昭和五十二年法律第百七十七号)の
規定により給水装置主任
技術者免状を交付する。

平成二十五年三月二十六日

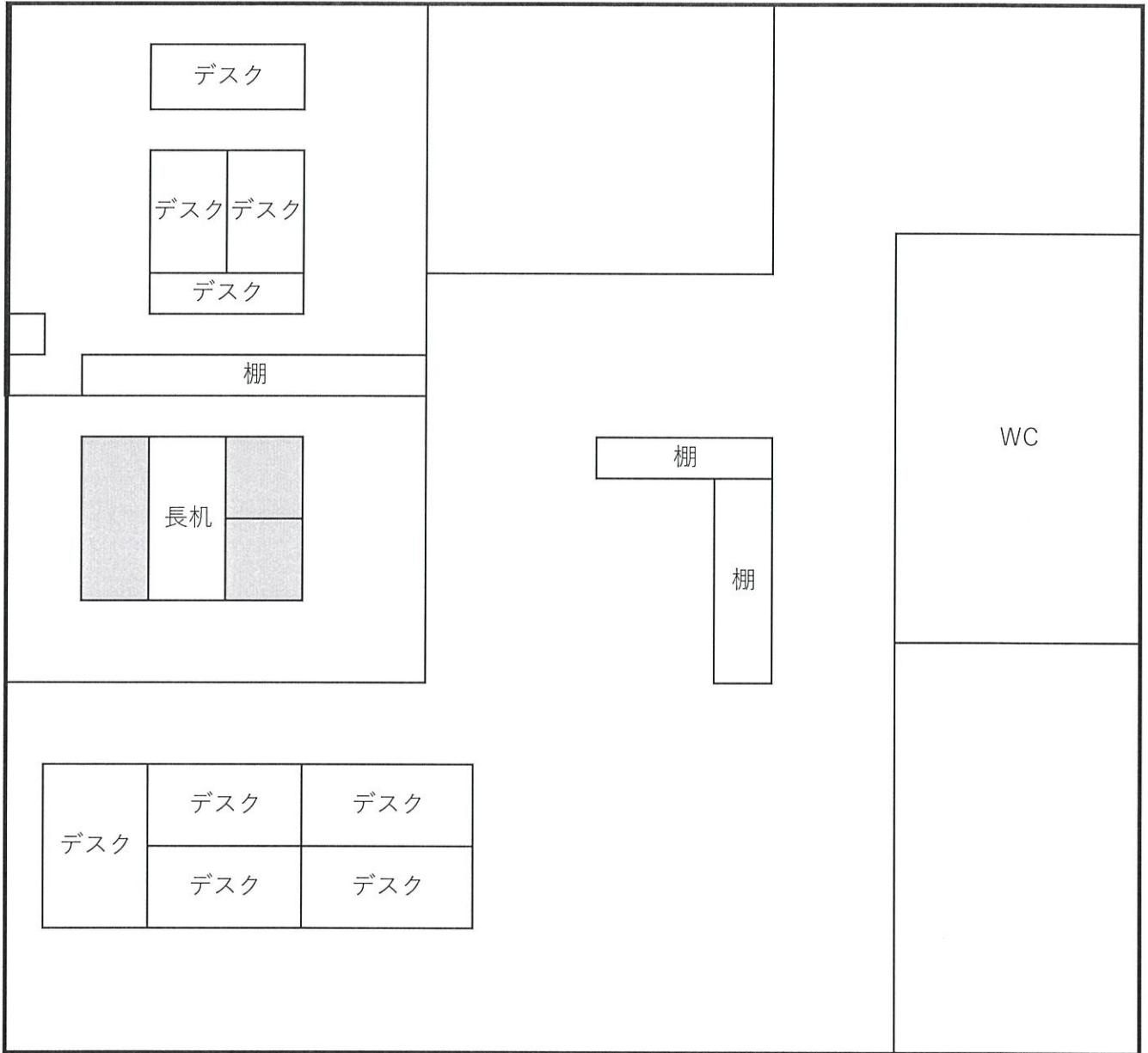
厚生労働大臣 田村 憲 久





倉庫住所〒564-0052
大阪府吹田市広芝町6-10





営業所写真

(1/5)

営業所の名称	株式会社クリーンライフ本社
所在地	大阪府吹田市広芝町6-10
所有区分の別	1. 自己所有 ② 賃貸借

1枚目:建物の全景

令和3年 2月16日撮影



2枚目:建物の入口

令和3年 2月16日撮影



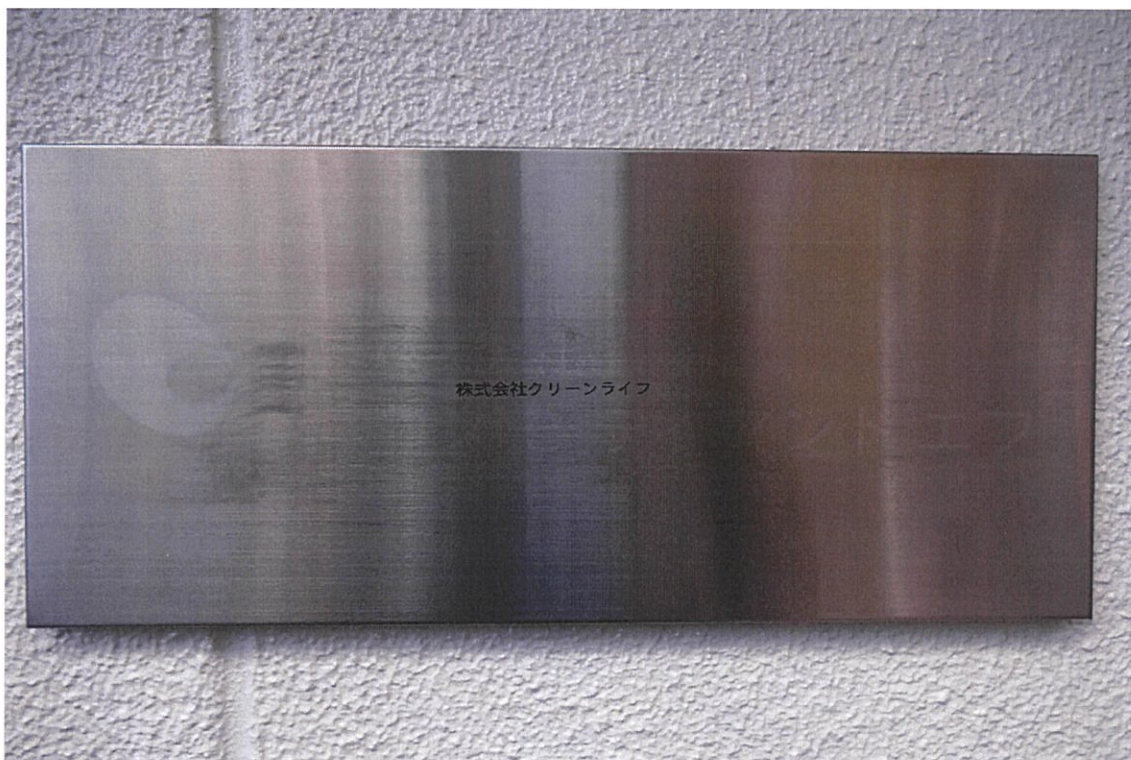
営業所写真

(2/5)

営業所の名称	株式会社クリーンライフ本社
所在地	大阪府吹田市広芝町6-10
所有区分の別	1. 自己所有 ② 賃貸借

3枚目:建物の入口(看板)

令和3年 2月16日撮影



4枚目:建物の入口(郵便受け)

令和3年 2月16日撮影



営業所写真

(3/5)

営業所の名称	株式会社クリーンライフ本社
所在地	大阪府吹田市広芝町6-10
所有区分の別	1. 自己所有 ② 賃貸借

5枚目:事務所内部

令和3年 2月16日撮影



6枚目:事務所内部

令和3年 2月16日撮影



営業所写真

(4/5)

営業所の名称	株式会社クリーンライフ本社
所在地	大阪府吹田市広芝町6-10
所有区分の別	1. 自己所有 ② 賃貸借

7枚目:事務所内部

令和3年 2月16日撮影



8枚目:事務所内部

令和3年 2月16日撮影



営業所写真

(5/5)

営業所の名称	株式会社クリーンライフ本社
所在地	大阪府吹田市広芝町6-10
所有区分の別	1. 自己所有 ② 賃貸借

9枚目:事務所内部

令和3年 2月16日撮影



10枚目:事務所内部

令和3年 2月16日撮影



指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 年 月 日

申請者 氏名又は名称 **株式会社 クリーンライフ**
 住所 〒564-0052 大阪府吹田市広芝町6番10号 |
 代表者氏名 代表取締役 **元村 裕次**
 電話番号 TEL 06-6821-6133 / FAX 06-6821-6137
 FAX番号
 メールアドレス a.takefuji@cleanlife-web.com



下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 28 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者	✓	8	御所市 水道事業管理者	✓	15	斑鳩町 水道事業管理者	✓	22	上牧町 水道事業管理者	✓
2	大和高田市 上下水道事業管理者	✓	9	生駒市 水道事業管理者	✓	16	安堵町 水道事業管理者	✓	23	王寺町 水道事業管理者	✓
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者	✓	10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長	✓	17	川西町 水道事業管理者	✓	24	広陵町 上下水道事業管理者	✓
4	天理市 上下水道事業 の管理者	✓	11	葛城市 上下水道事業管理者	✓	18	三宅町 水道事業管理者	✓	25	河合町 水道事業管理者	✓
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長	✓	12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長	✓	19	田原本町 水道事業管理者	✓	26	吉野町 水道事業管理者	✓
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長	✓	13	平群町 水道事業管理者	✓	20	高取町 水道事業管理者	✓	27	大淀町 上下水道事業管理者	✓
7	五條市 水道事業管理者	✓	14	三郷町 水道事業管理者	✓	21	明日香村 水道事業管理者	✓	28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	✓

様式第3 (水道法施行規則第22条関係)

給水装置工事主任技術者選任・解任届出書

水道事業者 殿

令和 年 月 日

届出者

氏名又は名称 株式会社 クリーンライフ
住 所 〒564-0052 大阪府吹田市広芝町6番10号
代表者氏名 代表取締役 元村 祐次



水道法第25条の4の規定に基づき、次のとおり給水装置工事主任技術者の 選任 の届出
解任
をします。

給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	株式会社 クリーンライフ	
上記事業所で選任・解任する給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号	選任・解任の年月日
元村 祐次	271535	

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

第二七一五三五号

給装盟事主任技術者免状

本籍 大阪府

氏名 元村 祐次

昭和五十二年十二月六日生

水道法(昭和二十五年法律第七十七号)の
規定により給装盟事主任
技術者免状を交付する。

平成二十五年三月二十六日

厚生労働大臣 田村 憲一

